

平成29年上尾市教育委員会3月定例会 会議録

- 1 日 時 平成29年3月23日(木曜日)
開会 午後1時32分
閉会 午後2時52分
- 2 場 所 上尾市役所 教育委員室
- 3 出席委員 教育長 池野和己
教育長職務代理者 細野宏道
委員 甲原裕子
委員 岡田栄一
委員 中野住衣
委員 大塚崇行
- 4 出席職員 教育総務部長 保坂了
学校教育部長 西倉剛
教育総務部 図書館長 黒木美代子
教育総務部次長 関孝夫
学校教育部次長 大室賢司
教育総務部主席副参事 鈴木利男
学校教育部副参事 兼 学務課長 市河利之
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 今泉達也
学校教育部副参事 兼 中学校給食共同調理場所長 鈴木宏明
教育総務部 教育総務課長 荒井正美
教育総務部 生涯学習課長 小宮山克巳
教育総務部 図書館次長 島田栄一
教育総務部 スポーツ振興課長 長谷川浩二
学校教育部 学校保健課長 松澤義章
書記 教育総務課主幹 森泉洋二
教育総務課主査 吉野誠
教育総務課主査 周曉蘭
教育総務課主任 烏丸美鈴
- 5 傍聴人 3人

6 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 2月定例会会議録の承認

日程第3 会議録署名委員の指名

日程第4 議案の審議

- 議案第12号 上尾市教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則の制定について
議案第13号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
議案第14号 上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第15号 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第16号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第19号 上尾市社会教育指導員設置規則等の一部を改正する規則の制定について
議案第20号 上尾市人権教育推進プラン（基本計画）改訂版の策定について
議案第21号 上尾市指定文化財の指定について

日程第5 報告事項

- 報告事項1 社会教育指導員、文化財調査専門員の任用について
報告事項2 子どもの読書活動支援センター協力員の任用について
報告事項3 スポーツ推進委員の委嘱・任命について
報告事項4 スクールソーシャルワーカーの委嘱及び教育相談員、学校適応指導教室指導員、教育心理専門員、さわやか相談室相談員の任用について
報告事項5 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
報告事項6 上尾市立小・中学校入学式及び平方幼稚園入園式教育委員会祝辞予定者について
報告事項7 夏季休業中の学校閉庁について
報告事項8 平成29年度埼玉県公立高等学校受検結果について
報告事項9 平成28年度上尾市立小・中学校卒業（予定）者の進路状況について
報告事項10 平成29年2月 いじめに関する状況調査結果について
報告事項11 平成29年1月 上尾市ネットパトロールに関する状況調査結果について

日程第6 今後の日程報告

日程第7 議案の審議

- 議案第17号 行政文書非公開決定処分に係る審査請求事案の裁決について
議案第18号 行政文書公開等決定処分に係る不服申立て事案の決定について
議案第22号 教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動について

日程第8 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

(池野和己 教育長) 皆様こんにちは。ただ今から、平成29年上尾市教育委員会3月定例会を開会いたします。本日は、傍聴の申出はありますか。

(荒井正美 教育総務課長) 3人の方から傍聴の申出があります。教育長の許可をお願いします。

(池野和己 教育長) 傍聴を許可します。ご案内をお願いします。

～ 傍聴人入場 ～

日程第2 前回会議録の承認

(池野和己 教育長) それでは、日程にしたがいまして、会議を進めます。「日程第2 前回会議録の承認について」です。2月定例会会議録につきましては、すでにお配りをして、確認していただいておりますが、何か修正等があればお伺いします。いかがでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) それでは、岡田委員さんにご署名をいただき、会議録といたします。

日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名

(池野和己 教育長) 続きまして、「日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、中野委員さんをお願いいたします。

(中野住衣 委員) はい。

日程第4 議案の審議

(池野和己 教育長) 続きまして、「日程第4 議案の審議」でございます。本日は11件の議案が提出されておりますが、審議を始める前に、お諮りいたします。「議案第17号 行政文書非公開決定処分に係る審査請求事案の裁決について」「議案第18号 行政文書公開等決定処分に係る不服申立て事案の決定について」につきましては、委員の皆様の率直な意見の交換を行った上で、適正かつ公正な採択を行う必要がございますので、非公開の会議として審議したいと存じます。また「議案第22号 教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動について」につきましては、人事管理に係る案件であるため、会議を公開しないこととし、関係職員のみ出席によって、議案の審議を行いたいと存じますが、ご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) それでは、ご異議がないものと認め、議案第17号、第18号、第22号の3件の議案の審議につきましては、会議を公開しないものとして決定いたしました。また、この決定を受けまして、予定されていた本日の日程を変更いたします。まず、会議を公開して行う、議案第12号から議案第16号及び議案第19号から議案第21号までの議案8件の審議を行い、報告事項の後、今後の日程報告を行いたいと存じます。その後、非公開の会議として、議案第17号、第18号の審議を行い、更にその後、関係職員のみ出席によって議案第22号の審議を行いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

(池野和己 教育長) それでは、議案の審議を行います。まず、最初に「議案第12号 上尾市教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則の制定について」説明をお願いいたします。

(保坂了 教育総務部長) 議案第12号につきましては、荒井教育総務課長が説明申し上げます。

○議案第12号 上尾市教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則の制定について

(荒井正美 教育総務課長) 恐れ入ります。議案書1ページをお願いいたします。「議案第12号 上尾市教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則の制定について」でございます。まず、最初にお詫び申し上げますが、この規則の制定については、本来、昨年の4月までに制定しておくのが一番時期的に良かったものでございまして、今回のこの時期での制定については、法的な間違いはございませんが、制定時期の望ましいタイミングを失っておりまして、大変申し訳ありませんでした。それでは提案理由と概要について申し上げます。まず、提案理由でございますが、上尾市教育委員会教育長職務代理者の事務を事務局職員に委任すること等に関し、必要な事項を定めたいので、この案を提出するものです。ご案内のとおり、上尾市においては、昨年4月から新たな教育委員会制度に移行しております。新制度では、教育長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとされ、現在、細野委員さんが教育長職務代理者として指名されています。この新しい教育委員会制度では、教育長という職が、それまでの教育長と教育委員長という役割が一本化され、教育委員会事務局の責任者という役割と教育委員会という合議制の執行機関の代表者、そして教育委員会会議の主宰者という立場をそれぞれ合わせた形で、新教育長が一人で担う制度となっているものでございます。よって、当然、新教育長の代理を務めます教育長職務代理者も、これまでの委員長職務代理者と違って、いざというときには事務局のトップとして実際に事務全般を見なくてはなくなり、現在、そのような状態が続いている訳ですが、正直に申し上げまして、実務上といえますか、実態としては難しさがあるところでございます。非常勤である教育委員さんが、教育長に何かあった場合は、日々の事務局の事務を指揮監督し、決裁も行うこととなりますので、それは、大変な業務であり、現実的に難しいものがあるかと思っております。そのため、この規則により、教育長職務代理者が「事務を事務局職員へ委任することができる」と規定するものでございます。次に規則の具体的な内容について申し上げます。第1条は規則制定の趣旨を定めるものでございます。第2条は委任する事務の範囲を定めるものでございまして、第1号として、いわゆる地教行法の第14条で規定しています教育委員会会議に関わる部分、第2号として、上尾市教育委員会会議規則に規定する会議運営に関わる部分、第3号として上尾市教育委員会会議の傍聴に関わる部分、この第1号～3号の範囲を除いた事務の部分事務局職員に委任することを定めます。次に、第3条では、教育長職務代理者から委任を受ける事務局職員の順序を定めてございます。第4条では、委任事務の留保ということで、その事務処理について教育長職務代理者の指示を受けなければならない事項を定めてございます。最後の附則でございまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。説明は以上でござい

ます。

(池野和己 教育長) 議案第12号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) 無いようですので、これより採決いたします。「議案第12号 上尾市教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則の制定について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続きまして「議案第13号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(保坂了 教育総務部長) 議案第13号につきましては、荒井教育総務課長より説明申し上げます。

○議案第13号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(荒井正美 教育総務課長) 恐れ入ります。議案書3ページをお願いいたします。「議案第13号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。まず、提案理由でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)の施行に伴い所要の改正を行いたいので、この案を提出するものです。改正内容については、議案資料をご覧くださいながらご説明申し上げます。恐れ入りますが議案資料1ページをお開きください。「1 改正の趣旨」ですが、提案理由と同じ内容でございます。「2 改正の内容」ですが、改正点は2つございます。1つ目は、「情緒障害児短期治療施設」という施設名称を「児童心理治療施設」へと変えるものでございます。2ページをご覧ください。こちらは現行の条例施行規則でございます。当該規則には、上尾市立幼稚園の利用者負担額を規定する条文である第3条関係の別表のB階層、指定認定保護者の区分欄中において、支給認定保護者を規定しているところで「情緒障害児短期治療施設」の長を規定している部分があり、この「情緒障害児短期治療施設」という施設名称は、児童福祉法から引用しているものです。このたび、この施設名称が、児童福祉法等の一部を改正する法律により、「児童心理治療施設」に改正されるため、本条例施行規則についても同様の改正を行う必要があるものでございます。なお、法令改正の背景は、議案資料1ページ下段の枠内にありますように、当該施設への支援の実態を踏まえて「児童心理治療施設」へと変更するというものですので、ご参照ください。次に2つ目の変更点は、別表備考3中の「第14条第1項」を「第14条」に改めるものでして、この該当条文はもともと一つの条文しかなく、第1項の表記の必要がなかったことから、今回の改正に合わせて訂正させていただくものでございます。議案資料3ページにつきましては、新旧対象表となっています。次に、1ページにお戻りいただきまして、項目3の「施行期日」ですが、公布の日からとなります。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) 議案第13号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

~委員全員から「なし」の声~

(池野和己 教育長) 無いようですので、これより採決いたします。「議案第13号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続きまして「議案第14号 上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(保坂了 教育総務部長) 議案第14号につきましては、荒井教育総務課長より説明申し上げます。

○議案第14号 上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(荒井正美 教育総務課長) 恐れ入ります。議案書4ページをお願いいたします。「議案第14号 上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。提案理由でございますが、図書館副館長の職を置くことができるようにしたいので、この案を提出するものです。議案資料4ページ、5ページをご覧ください。新旧対照表となります。改正は、4ページ改正後案の2つめの欄、「図書館に置かれる職及びその職務」の項目を第5条として追加し、必要に応じて図書館に副館長を置くこと、その職務内容を規定します。この第5条の追加により、以降の条文が1条ずつ繰り下がることとなります。附則でございますが、この規則は平成29年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) 議案第14号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

(細野宏道 教育長職務代理者) これまでは図書館副館長の職はありませんでしたが、必要性があるのでしょうか。

(荒井正美 教育総務課長) 上尾市図書館においては、新図書館複合施設建設に関して、来年度から工事が着工することとなります。今後、図書館を含めた複合施設の運営方法等様々な調整事項が増えていくことから、図書館長を助け、これらの新図書館複合施設整備に向けた特命事項の調整を行う職が必要となりましたことから、今回新たに規程を設けるものでございます。

(池野和己 教育長) 他にありませんでしょうか。

~委員全員から「なし」の声~

(池野和己 教育長) 無いようですので、これより採決いたします。「議案第14号 上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続きまして「議案第15号 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いします。

(保坂了 教育総務部長) 議案第15号につきましては、荒井教育総務課長より説明申し上げます。

○議案第15号 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の 職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

(荒井正美 教育総務課長) 恐れ入ります。議案書5ページをお願いいたします。「議案第15号 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」でございます。提案理由でございますが、図書館副館長の職を置くことができるようになったことに伴い、その所属長に係る規定の整備を行いたいので、この案を提出するものです。議案資料を使ってご説明いたします。6ページをご覧ください。新旧対照表となります。改正する内容は、図書館副館長の所属長を規定するものです。まず、7ページ下段にありますように図書館副館長の所属長を図書館長にある者とし、7ページ上段の規定では、図書館の所掌事務を掌理する主席副参事を除く主席副参事については、その所属長を所属する部の長にある者とします。附則でございますが、この規則は平成29年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) 議案第15号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) 無いようですので、これより採決いたします。「議案第15号 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続きまして「議案第16号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いします。

(保坂了 教育総務部長) 議案第16号につきましては、荒井教育総務課長より説明申し上げます。

○議案第16号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

(荒井正美 教育総務課長) 恐れ入ります。議案書6ページをお願いいたします。「議案第16号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」でございます。まず、提案理由でございますが、図書館副館長の職を置くことができるようになったことに伴い所要の改正を行うほか、介護時間の承認に係る規定の整備をしたいので、この案を提出するものです。本規定の改正項目は大きく分けて2点ございます。1点目は、新たな職である図書館副館長に関しての人事や服務事項に係る決裁権者を追加規定する改正でございます。議案資料8ページ以降の新旧対照表をご覧ください。まず、8ページ、9ページは、別表第2として「教育総務部教育総務課の個別決裁・専決事項」を規定するものですが、9ページ改正後の表上段項目4(2)の第2号にありますように、主席副参事の次に図書館副館長を追加記載し、図書館副館長の採用、昇任、後任及び転任をすることの決裁については、教育委員会決裁と規定するものです。同様に次の段の(7)第7号は、育児休業等を承認する際、11ページ8号は病気休暇を承認する際、11号は研修に関する旅行命令を発する際のそれぞれの決裁権者を規定するものです。また、12ページ、13ページ別表第3は、図書館の専決事項の規定となっており、「図書館次長」を「図書館副館長及び図書館次長」に改め、13ページの改正後案の表の項目にもありますように、図書館副館長の休暇等の承認や旅行命令を行う際の決裁権者を図書館長専決とする改正を行うものです。なお、備考の規定を改正し、図書館副館長の職にある者が教育総務部の主席副参事を兼ねている場合は、兼ねていないものと見なして別表第3を優先する規程改正を行います。大きな改正点1点目は以上です。次に改正点の2点目です。2点目の改正点は介護時間の承認の決裁権者を規定する改正です。平成29年1月に開催されました教育委員会定例会において、学務課長より、上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定のご審議の中で、学校職員の「介護時間」に係る規定追加のご説明をさせていただき、ご承認いただきましたが、上尾市職員においても同様に「介護時間」の休暇が取得できる制度改正を行うこととなり、上尾市議会3月定例会で関係する改正条例が成立したところです。教育委員会事務局職員の服務については、この首長側の条例に準じているものであることから、本制度の改正の必要が生じ、議案資料11ページの改正後の規定、表中段の9号の規定のように介護時間を追加する改正を行うものがございます。2点目の改正内容は以上でございます。議案書6ページにお戻りいただきますが、附則の規定ですが、この訓令は平成29年4月1日から施行します。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) 議案第16号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

~委員全員から「なし」の声~

(池野和己 教育長) 無いようですので、これより採決いたします。「議案第16号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続きまして「議案第19号 上尾市社会教育指導員設置規則等の一部を改正する

規則の制定について」説明をお願いします。

(保坂了 教育総務部長) 議案第19号につきましては、小宮山生涯学習課長より説明申し上げます。

○議案第19号 上尾市社会教育指導員設置規則等の一部を改正する規則の制定について

(小宮山克巳 生涯学習課長) 議案書の22ページをお開きください。「議案第19号 上尾市社会教育指導員設置規則等の一部を改正する規則の制定について」でございます。提案理由といたしましては、社会教育指導員、教育相談員、学校適応指導教室指導員、さわやか相談室相談員、教育心理専門員、子どもの読書活動支援センター協力員及び文化財調査専門員の身分を、特別職の非常勤職員から、一般の非常勤職員に位置付けたことにより、それぞれ所要の規則の改正を行いたいので、この案を提出するものです。各々の設置規則について、主な改正点は3点ございます。1点目、当該身分となる根拠条文を削除、2点目「委嘱」を「任用」に、3点目「解嘱」を「解任」に文言を改めるもので、詳細は22～24ページのとおりです。説明は以上です。

(池野和己 教育長) 議案第19号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) 無いようですので、これより採決いたします。「議案第19号 上尾市社会教育指導員設置規則等の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続きまして「議案第20号 上尾市人権教育推進プラン（基本計画）改訂版の策定について」説明をお願いします。

(保坂了 教育総務部長) 議案第20号につきましては、小宮山生涯学習課長より説明申し上げます。

○議案第20号 上尾市人権教育推進プラン（基本計画）改訂版の策定について

(小宮山克巳 生涯学習課長) 議案書の25ページをお開きください。「議案第20号 上尾市人権教育推進プラン（基本計画）改訂版の策定について」でございます。今回の改訂につきましては前回、2月の定例会で内容についてご説明いたしましたが、今回ご審議をお願いし、別冊資料のとおり改訂版を定めたいのでこの案を提出するものです。説明は以上です。

(池野和己 教育長) 議案第20号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) 無いようですので、これより採決いたします。「議案第20号 上尾市人権教育

推進プラン（基本計画）改訂版の策定について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

（池野和己 教育長）異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

（池野和己 教育長）続きまして「議案第21号 上尾市指定文化財の指定について」説明をお願いします。

（保坂了 教育総務部長）議案第21号につきましては、小宮山生涯学習課長より説明申し上げます。

○議案第21号 上尾市指定文化財の指定について

（小宮山克己 生涯学習課長）恐れ入ります。議案書の26ページをお開きください。「議案第21号 上尾市指定文化財の指定について」でございます。上尾市文化財保護条例第5条第1項の規定に基づき、上尾市指定文化財に指定したいので、この案を提出するものです。議案書27ページの別紙をご覧ください。名称は「伝どんどん山出土海獣葡萄鏡」、種別は有形文化財（考古資料）、員数は1面、所在地は上尾市本町三丁目1番1号、上尾市教育委員会、所有者は上尾市、詳細は説明文のとおりでございますが、議案資料の21ページに写真を掲載しておりますのでご覧ください。説明は以上です。

（池野和己 教育長）議案第21号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

（池野和己 教育長）他にありませんでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

（池野和己 教育長）無いようですので、これより採決いたします。「議案第21号 上尾市指定文化財の指定について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

（池野和己 教育長）異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

日程第5 報告事項

（池野和己 教育長）続きまして、「日程第5 報告事項」です。本日は、11件の報告があります。よろしく願いいたします。

（保坂了 教育総務部長）「報告事項1 社会教育指導員、文化財調査専門員の任用について」を小宮山生涯学習課長より、「報告事項2 子どもの読書活動支援センター協力員の任用について」を島田図書館次長より、「報告事項3 スポーツ推進委員の委嘱・任命について」を長谷川スポーツ振興課長より報告いたします。

○報告事項1 社会教育指導員、文化財調査専門員の任用について

(小宮山克巳 生涯学習課長) 1ページをお開きください。「報告事項1 社会教育指導員及び文化財調査専門員の委嘱について」でございます。任期が平成29年3月31日で満了することに伴い、上尾市社会教育指導員設置規則第5条及び文化財調査専門員設置規則第5条の規定により2、3ページの表のとおり任用いたします。なお、任期は平成30年3月31日までとなります。報告は以上でございます。

○報告事項2 子どもの読書活動支援センター協力員の任用について

(島田栄一 図書館次長) 4ページをお開きください。「報告事項2 子どもの読書活動支援センター協力員の任用について」でございます。任期が平成29年3月31日で満了することに伴い、上尾市子どもの読書活動支援センター協力員設置規則の規定により、4ページの表のとおり任用いたします。なお、任期は平成30年3月31日までとなります。報告は以上です。

○報告事項3 スポーツ推進委員の委嘱・任命について

(長谷川浩二 スポーツ振興課長) 5ページをお開きください。「報告事項3 スポーツ推進委員の委嘱・任命について」でございます。任期が平成29年3月31日で満了することに伴い、スポーツ基本法及び上尾市スポーツ推進委員に関する規則の規定により、6ページから7ページまでの名簿のとおり委嘱・任命いたします。なお、任期は平成31年3月31日までとなります。報告は以上です。

(西倉剛 学校教育部長) 引き続き8ページをご覧ください。「報告事項4 スクールソーシャルワーカーの委嘱及び教育相談員、学校適応指導教室指導員、教育心理専門員、さわやか相談室相談員の任用について」を今泉副参事兼教育センター所長より、「報告事項5 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」を松澤学校保健課長より、「報告事項6 上尾市立小・中学校入学式及び平方幼稚園入園式教育委員会祝辞予定者について」「報告事項7 夏季休業中の学校閉庁について」を市河副参事兼学務課長より、「報告事項8 平成29年度埼玉県公立高等学校受検結果について」から「報告事項11 平成29年1月 ネットパトロールに関する状況調査結果について」を今泉副参事兼指導課長より報告いたします。

○報告事項4 スクールソーシャルワーカーの委嘱及び教育相談員、学校適応指導教室指導員、教育心理専門員、さわやか相談室相談員の任用について

(今泉達也 教育センター所長) 8ページをお願いいたします。「報告事項4 スクールソーシャルワーカーの委嘱及び教育相談員、学校適応指導教室指導員、教育心理専門員、さわやか相談室相談員の任用について」でございます。任期が平成29年3月31日で満了することに伴い、上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則、上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則、上尾市さわやか相談室相談員設置規則の規定により、9ページ、10ページの一覧表のとおり委嘱及び任用いたします。なお、任期は平成30年3月31日まででございます。報告は以上でございます。

○報告事項5 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

(松澤義章 学校保健課長) 11ページをお願いいたします。「報告事項5 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」でございます。任期が平成29年3月31日で満了することに伴い、学校保健安全法の規定により、12ページの一覧表のとおり委嘱いたします。なお、委嘱にあたりましては、上尾市医師会、北足立歯科医師会、上尾市薬剤師会の推薦に基づき委嘱をさせていただきます。

任期は平成30年3月31日まででございます。報告は以上でございます。

○報告事項6 上尾市立小・中学校入学式及び平方幼稚園入園式教育委員会祝辞予定者について

(市河利之 学務課長) それでは「報告事項6 上尾市立小・中学校入学式及び平方幼稚園入園式教育委員会祝辞予定者について」でございます。報告事項の13ページをご覧ください。小・中学校の入学式につきましては、平成29年度は共に4月10日(月)に行われます。小学校は午前、中学校は午後となっておりますが、各学校により若干開始時刻が異なります。14ページのとおりでございます。また、平方幼稚園は、4月12日(水)となっております。教育委員会祝辞をお願いする方々につきましては、本日現在、14ページの一覧にあるとおり予定しております。人事異動がございません関係上、本日現在の職名での表示となっております。当日の祝辞文につきましては、15ページから17ページに添付のとおりでございます。この後、整えまして、4月初めに配布させていただく予定でございます。入学式当日ですが、開始時刻20分前までに、各学校に到着くださるようお願いいたします。

○報告事項7 夏季休業中の学校閉庁について

(市河利之 学務課長) それでは「報告事項7 夏季休業中の学校閉庁について」でございます。報告事項の18ページをご覧ください。平成29年度より、夏季休業中の8月14日(月)から8月16日(水)までの3日間、学校を閉庁といたします。これは、お盆の期間を閉庁し、部活動などを休止することで、子供を家庭に返し、家族で休みを長く過ごせるよう配慮したものでございます。併せまして、教職員の休暇取得を促進し、健康増進を図るものでもあります。県教育委員会におきましても、19ページの通知文にあるように「サマーリフレッシュウィーク」としてお盆期間の1週間は会議や研修会を実施しない期間を設定しております。なお、今回の閉庁とは、日直等を置かず土曜日や日曜日と同じような扱いとするものです。このあと、各学校より、同一の文書で、保護者へのお知らせを発出する予定しております。緊急時の連絡につきましては、教育委員会学務課をとおして、各学校の校長へ行う体制をとってまいります。報告については、以上でございます。

○報告事項8 平成29年度埼玉県公立高等学校受検結果について

(今泉達也 指導課長) 20ページ「報告事項8 平成29年度埼玉県公立高等学校受検結果について」でございます。21ページをご覧ください。3年在籍生徒数2,037名のうち、78.0%にあたる1,588名が、公立高等学校を受検いたしました。受検結果でございますが、3月10日現在、合格率87.8%、1,395名が合格いたしました。

○報告事項9 平成28年度上尾市立小・中学校卒業(予定)者の進路状況について

(今泉達也 指導課長) 次に、22ページ「報告事項9 平成28年度上尾市立小・中学校卒業予定者の進路状況について」でございます。はじめに、23ページ、小学校卒業者の2月末現在の進路状況でございます。小学校卒業児童数2,042名のうち、95.2%にあたる1,944名が国公立中学校へ進学しており、昨年度より僅かですが減少しております。なお、上尾市立中学校への進学率は93.2%となっており、これも昨年度より僅かですが減少しております。次に、25ページをご覧ください。中学校卒業生の進路状況でございます。3月10日現在の卒業生徒数は2,037名となっております。公立・私立の高等学校・特別支援学校、その他、高等専門学校、専修学校への進学生徒数は合計2,011名で、全卒業生の98.7%にあたり、昨年度より僅かですが増加となっております。公立、私立の欄の下、その他は、進学や就職を希望していますが3月10日現在未定の生徒、あるいは

は家事手伝いなどの生徒でございます。

○報告事項 10 平成 29 年 2 月 いじめに関する状況調査結果について

(今泉達也 指導課長) 続きまして、27 ページ「報告事項 10 平成 29 年 2 月 いじめに関する状況調査結果について」でございます。2 月は、小学校で 3 件、中学校で 6 件の認知があり、今年度、2 月末現在、小学校では合計 17 件、中学校では合計 32 件、合わせて 49 件の認知がございました。昨年度の約 5 倍となっております。なお、見守りということで、現在、小学校で 3 件、中学校では 1 件が継続指導中でございます。

○報告事項 11 平成 29 年 1 月 ネットパトロールに関する状況調査結果について

(今泉達也 指導課長) 最後に、29 ページ「報告事項 11 平成 29 年 1 月 ネットパトロールに関する状況調査結果について」でございます。30 ページをご覧ください。学校非公式サイト 53 件で、新規の発見が 11 件ございました。個人サイトは、新規の発見が 10 件、閉鎖が 13 件、合計 366 件となっております。リスクレベルが高く、緊急性のあるものはございませんが、リスクのある主な内容としましては、喫煙の疑いがある画像や個人情報の掲載となっております。今後も注意深く見守ってまいります。指導課からの報告は以上でございます。

(西倉剛 学校教育部長) 報告は以上です。よろしく申し上げます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。報告につきまして、何か質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

(細野宏道 教育長職務代理者) 報告事項 4 についてですが、さわやか相談室相談員さんは、生徒が一番はじめにかけこむ「かけこみ寺」のようなものであり、大変重要なものであると発言させていただいております。そこで、さわやか相談室相談員さんのだいたいの年齢構成を教えてくださいませんか。

(今泉達也 指導課長) 25 歳から 54 歳です。

(中野住衣 委員) 教育センターの職員、また、さわやか相談員で 4 月から委嘱・任用される継続の方の中には、7 年目、8 年目の方がいますが、継続は何年までといった決まりはありますか。

(今泉達也 指導課長) 年数の決まりはありませんが、年齢制限がありまして 65 歳までとなっております。

(甲原裕子 委員) 報告事項 7 についてですが、県からの通知は「11 日から 16 日まで」となっていますが、上尾市は「14 日から 16 日まで」となっています。今年は 8 月 11 日から 13 日が休みなので、実際には「11 日から 16 日まで」が休みとなり、県と同じ日にちになりますが、記載が違う理由はあるのですか。

(市河利之 学務課長) 今年は「14 日から 16 日まで」が、ちょうど土日が重ならないようになっていますが、来年以降も、「14 日から 16 日まで」を閉庁日として、仮に土日が重なったとしてもこの

3日間を設定していこうと、今の時点では考えています。

(中野住衣 委員)「14日から16日まで」を選んだ理由はなぜですか。

(市河利之 学務課長) 県の「サマーリフレッシュウィーク」に連動するかたちで設定したところです。設定するにあたっては、近隣市町から情報をいただき、その中では「14日と15日」「14日から16日まで」を設定したところが多かったこともあり、上尾市においても「14日から16日まで」を設定したところがございます。

(岡田栄一 委員) さわやか相談室相談員と学校側、特に校長先生と意見の相違はありますか。

(今泉達也 指導課長) そのようなことはございません。

(細野宏道 教育長職務代理者) 祝辞についてですが、小学校1年生は祝辞が長いと足をぶらぶらさせたりして落ち着かない子供がでてくることもありますので、その辺りのことを考えていただければと思います。

(西倉剛 学校教育部長) 再度精査させていただきまして、適切に対応したいと思います。

(中野住衣 委員) 精査するとのことでしたが、1年生ですと、落ち着いて集中できる時間は限られますので、祝辞の内容は短く分かり易い方がいいと思います。お願いですが、小学校の祝辞で「魔法の言葉」とでていますが、ここに書いてあるあいさつの説明は分かりづらいです。最初に「おはようございます」「ありがとう」などの温かい言葉の説明があり、その後、新たに「ごめんなさい」とでてきて、分かりにくいようですので、1年生でも分かる内容であいさつのところを説明していただければありがたいと思いますのでよろしくお願いします。

(池野和己 教育長) 祝辞については、再度検討するようにお願いします。

(池野和己 教育長) 他にありませんでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

日程第7 今後の日程報告

(池野和己 教育長) ありがとうございました。それでは、今後の日程報告をお願いします。

(荒井正美 教育総務課長) 4月のご案内をさせていただきます。4月3日(月)午後1時半から上尾小学校にて小・中学校新採用・転入職員等着任式がございます。4月6日(木)午後2時半からは、コミュニティセンターにて、上尾市学校評議員委嘱式及び研修会が予定されています。また、報告にもありましたが、4月10日(月)に小学校、中学校の入学式が、12日(水)には平方幼稚園の入園式がそれぞれ予定されています。4月18日(火)は、教育委員会4月定例会を午後2時より、教

育委員室にて予定しております。よろしくお願いいたします。以上です。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。そのほか、委員の皆様から、意見、ご要望がありましたら、よろしくお願いいたします。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) それでは、ここからは、非公開の会議といたします。恐れ入りますが、傍聴の方は、ご退室をお願いいたします。

～傍聴人退場～

-----【以下、非公開の会議】-----

日程第 8 議案の審議

(池野和己 教育長) それでは、議案の審議を行います。「議案第 17 号 行政文書非公開決定処分に係る審査請求事案の裁決について」説明をお願いします。

(西倉剛 学校教育部長) 議案第 17 号につきましては、市河副参事兼学務課長が説明申し上げます。

○議案第 17 号 行政文書非公開決定処分に係る審査請求事案の裁決について

(市河利之 学務課長) 議案書 7 ページをお願いします。「議案第 17 号 行政文書非公開決定処分に係る審査請求事案の裁決について」でございます。提案理由ですが、本件審査請求について、当該行政文書の公開請求に係る処分の審査請求の棄却を裁決したいので、この案を提出するものでございます。「決定内容」ですが、本件審査請求を棄却する。「理由」ですが、別紙「裁決書」の理由のとおりでございます。「その他」としまして、当該審査請求人には同じく「裁決書」により通知します。それでは、審査請求事案の決定に至る経過についてご説明申し上げます。議案資料の 14 ページをご覧ください。昨年 6 月 22 日に審査請求人より行政文書公開請求がございました。その請求書の写しは「別冊資料」の 1 ページ、資料 1 のとおりでございます。情報公開を求められた文書ですが、別冊資料 2 ページにございますように、3 点ございまして、一つ目は平成 28 年 3 月議会の学校教育部長答弁における給食公会計の導入方法が複数あることが判別できる文書、二つ目は同じく答弁における給食費の徴収や管理のための負担増について試算等判別できる文書、三つ目は、他市の事例で公会計を導入したことで未納が増えてしまったという答弁を裏付ける文書でございます。その後、7 月 1 日に 3 ページの資料 2 のとおり「文書不存在」の為、非公開決定をし、本人に通知いたしました。その後、5 ページの資料 3、8 月 1 日に本人から審査請求書の提出がありました。審査請求については、情報公開を求められた 3 点の文書の内、三つ目であり、「他市の事例では、公会計を導入したことにより未納が増えてしまった」という答弁を裏付ける文書のみでございます。10 月 14 日になりまして審査請求人に対し、資料 4 の通知により、9 ページの弁明書を送付いたしましたところ、10 月 26 日に 11 ページ資料 5 にございます反論書が審査請求人より提出されました。そこで、29 ページの資料 6 のとおり、11 月 2 日に、上尾市情報公開個人情報保護審査会へ諮問を行いました。この間、審査会では、11 月 8 日に第 1 回審議が、12 月 26 日には第 2 回審議が行われました。その後、3

1 ページ資料 7 にございますように、本年 1 月 27 日付けで、審査会から答申をいただき、審査会の結論として、資料 33 ページ「答申書」にあるように、上尾市教育委員会が行った、公開請求に係る行政文書を保有していないことによる非公開決定処分は妥当であるとの答申をいただきました。これを受けまして、改めて教育委員会として当該処分について審査した結果、当該行政非公開決定処分について、審査請求の棄却を決定したいので、本日お諮りするものでございます。今回の案件の具体的な論点、争点でございますが、大きく 2 点ございます。1 点目は、対象文書の存否を判断するにあたって口頭で得た情報が公開請求の対象となる行政文書に該当するかということ、2 点目は、インターネット等から得た情報である出力文書を廃棄したことが適切であるかどうかです。1 点目の口頭で得た情報が公開請求の対象となるかでございますが、請求人は、答弁を裏付ける文書を保有していないということは根拠なく答弁したことになる、対象文書は保有しているはずだと主張しています。実施機関は、答弁書の作成にあたり、口頭情報を参考にしたと主張しました。審査会では、口頭情報は公開請求の対象となる性質を考慮すると、要件を満たさず、公開請求の対象となる行政文書に該当しないと判断しております。2 点目のインターネット等から出力した文書を資料として保存せず廃棄したことについて、ですが、請求人の主張は 1 点目で述べたとおりでございます。実施機関は、インターネット上に公開されている他の自治体の事例など、一時的には紙媒体として出力したが、答弁書作成後、廃棄したと主張しております。審査会では、出力文書は、規定される「文書」に該当するかどうかは疑問が残るが、仮に該当するとした場合でも、出力文書を実施機関の判断で廃棄したことに不自然な点はないとしております。よって、審査会の結論として、「本件対象文書を保有していないとする実施機関の主張は不自然であるとは言えない」とし、本件審査請求には理由がなく、本件処分については妥当であるとの判断をしております。このような判断を受け、教育委員会といたしましては、本件審査請求を棄却することとしたいので、ご審議をお願いいたします。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) 議案第 17 号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

(細野宏道 教育長職務代理者) 審査会の答申を受けて、今回、裁決をどうするかとのことですが、これまで、審査会の答申を覆して、教育委員会として異なる裁決をしたことはありますか。

(荒井正美 教育総務課長) そのようなことはありません。今年度は 2 件、不服申立て事案について決定していますが、いずれも、審査会の答申のとおりとなっております。

(甲原裕子 委員) 一般的には答申のとおり決定することが多いと思います。違う決定をする場合には、合理的な理由が必要となり、答申を尊重しない場合は、そうではない理由を言わないといけません。

(甲原裕子 委員) 議案書 8 ページ裁決書の主文の前の文言ですが、「審査請求人が平成 28 年 8 月 1 日に提起した処分庁による行政文書非公開決定処分について、次のとおり裁決する。」となっております。裁決するのは、「審査請求」に対してあり、「行政文書非公開決定処分」に対してではありません。「審査請求」という文言が抜けているのではないかと思います。

(荒井正美 教育総務課長) 市長部局の総務課に確認させていただきます。

(岡田栄一 委員) 「北足立北部学校給食担当者連絡協議会」とはどのような協議会ですか。

(松澤義章 学校保健課長) 学校給食について研究し、学校給食行政の充実振興を図ることを目的とし、構成は上尾市の他に、桶川市、北本市、鴻巣市、伊奈町となっています。

(池野和己 教育長) 他にありませんでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) 無いようですので、これより採決いたします。「議案第17号 行政文書非公開決定処分に係る審査請求事案の裁決について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続きまして「議案第18号 行政文書公開等決定処分に係る不服申立て事案の決定について」説明をお願いします。

(西倉剛 学校教育部長) 議案第18号につきましては、今泉副参事兼指導課長が説明申し上げます。

○議案第18号 行政文書公開等決定処分に係る不服申立て事案の決定について

(今泉達也 指導課長) 議案書の13ページをお願いいたします。「議案第18号 行政文書公開決定処分に係る不服申立て事案の決定について」でございます。このことにつきまして、当該行政文書の公開請求に係る処分の不服申立ての棄却を決定したいので、この案を提出するものでございます。議案第18号の対象となる文書は、議案書の14ページからの別紙「決定書」の「第1 2不服申立ての理由」に記されています(1)から18ページの(8)までの8件の文書でございます。決定内容につきましては、本件不服申立てを棄却するものであり、理由は、18ページの「当庁の判断」の通りでございます。はじめに、本事案の経緯でございますが、議案資料の16ページをお願いいたします。詳細につきましては、別冊資料がございますが、議案資料には参考とさせていただくために、白抜きで資料ナンバーとページ数を示してございます。まず、昨年3月10日に不服申立て人より議案資料の16ページから18ページの一覧の通り、ナンバー⑪以下26件の行政文書公開請求がございました。具体的な請求内容は、別冊資料の4ページからの⑪から13ページの⑳のうまででございます。このように、情報公開の対象となる行政文書が26件と多くの件数に上ったため、期間延長を経て昨年3月28日に、議案資料の16ページ一覧の決定内容の通り、公開・一部公開・非公開を決定し、本人に通知いたしました。このうち「不服」の欄に○印がついております⑮前段、⑮後段、⑰、⑱、⑲、㉑、㉒の8件の文書につきまして、議案資料18ページ、19ページの一覧の通り、5月19日に不服申立て、情報公開に係る異議申立書の提出があったため、上尾市情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行いました。諮問の詳細は、別冊資料の資料5、39ページ、40ページでございます。その後、同審査会からの求めに応じ、別冊資料45ページからの資料6にございます理由説明書を提出するとともに、審査会の審議に臨み意見聴取に応じて参りました。また、この間、別冊資料63ページからの資料7の通り、行政文書公開不服申立ての一部容認による再決定を行い、65ページ、66ページにございます研究発表会当日の学校日誌の写し、11校分とともに、本人に通知いたしました。そして、本年2月15日付、審査会の結論としまして、議案資料19ページの一覧の通り、本件不服申立てについて実施機関による

2件の公開決定及び6件の文書不存在を理由とした行政文書の全部を公開しないとした決定は妥当であるとの答申をいただきました。この答申を受けまして、改めて教育委員会として当該処分について審査した結果、当該行政文書の公開請求に係る処分の不服申立ての棄却を決定したいので、本日お諮りするものでございます。お諮りするに当たり、今回の案件の争点は、8件の文書についてでございます。対象の文書につきましては、別冊資料6ページ⑮、7ページの⑰、⑱、8ページの⑲、10ページの㉑、11ページの⑳、㉒でございます。それをまとめましたのが、議案資料19ページから20ページの一覧となっております。争点について説明いたします。1点目、別冊資料6ページの⑮、5行目の「なお」の前まで、研究発表会当日の県費負担教職員の休憩時間がどの時間帯に与えられているかが判別できる文書等、及び、研究発表会当日の日程が判別できる文書、メモ、資料等でございます。実施機関が、別冊資料35ページ、研究発表会の通知の下段に付箋のメモ書きにて公開しましたところ、不服申立人から、添付された付箋を書いたのが校長なのか、実施機関の職員なのかが分からない、また、付箋のメモ書きで、休憩時間は校長判断で設定しているとするのは無責任であり、情報公開の趣旨から逸脱している、学校日誌の写しを示す等の方法で開示するのが当然であるとの主張がございました。議案資料19ページの一覧のように、審査会から、本来であれば、付箋を用いて説明するのではなく、⑮前段を更に2分割した上でそれぞれ公開決定又は非公開決定をすべきであった、との判断がございました。一方、11校の学校日誌を公開する決定を行い、実施機関は不服申立人の請求に応じ不服申立人の権利も確保されていることから、⑮前段の前半の争点は解消されている、また、不服申立人が求めていた学校日誌を公開したことによって、不服申立人の権利も確保されており、⑮前段の後半の争点も同時に解消されているとの判断がございました。2点目、別冊資料6ページの⑮後段、5行目の「なお」からの文書、休憩時間の代替措置がどのようになっているかが判別できる文書等でございます。実施機関が、文書不存在で非公開と決定したところ、不服申立人から、実態から考えて、研究発表会当日に休憩時間を設定するのは不可能であり、また、休憩時間を設定しない校長は管理規則違反、実施機関は校長の管理規則違反の幫助であるとの主張がございました。審査会から、職務上作成又は取得していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められず、他にその存在を認めるに足る事情も見当たらないとの判断がございました。3点目、⑰、小学校勤務しか経験の無い指導主事の人数・中学校の教員免許を所持していない指導主事の人数が判別できる文書等でございます。実施機関が、文書不作成で非公開と決定したところ、不服申立人から、所持しているはずとの主張がございました。審査会から、公開請求権は、請求時点で保有している行政文書があるがままの形で公開することを求める権利であり、請求時点において保有していない行政文書を公開請求に応じるために作成する必要はないものと解釈されているとの判断がございました。4点目、文書⑱、実施機関から各学校に、研究発表会の参加について指示や伝達、連絡が出されていると推測できるが、そのことが判別できる文書等でございます。実施機関が、別冊資料35ページ、研究発表会の通知の上段に、管理職と職員の2名と記した付箋を添付して公開したところ、不服申立人から、付箋を書いたのが校長なのか実施機関の職員なのか、これでは公開されているとは言えない、校長・教頭会議、別途文書、メールなどで伝えていると考えられるとの主張がございました。審査会から、付箋を用いて説明を付加することに問題がないわけではない。しかし、研究発表会開催通知が公開されており、不服申立人の権利は確保されているとの判断がございました。また、職員の派遣について指示している文書につきましては、会議で指示している文書を職務上作成又は取得していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められないなどの判断がございました。5点目、⑲、学校教育部長の答弁が矛盾せず、整合性があると実施機関が判断していることが判別できる文書等でございます。実施機関が、文書不存在で非公開と決定したところ、不服申立人から、何かしらの情報に基づいて答弁していると考えられ、文書類を所持しているはずとの主張がございました。審査会から、不服申立人が求める文書等を作成、保有していないため、文書不存在として非公開の決定をしたとの実施機関の説明

に不自然な点は認められないとの判断がございました。6点目、㉑、教員が輪番で担当している日直が、生徒の部活動終了後に校舎内を見回るのは勤務ではないと判別できる文書等がございます。実施機関が、文書不存在で非公開と決定したところ、不服申立人から、日直は教員の勤務にはあたらないとする学校教育部長の答弁の正当性があるならば、上尾市教育委員会が把握し所持している文書等の写しの開示を求めるとの主張がございました。審査会から、実施機関の説明に不自然な点は認められず、他にその存在を認めるに足る事情も見当たらないとの判断がございました。7点目、㉕、教師力アップ講座の起案文書でございます。実施機関が、文書不存在で非公開と決定したところ、不服申立人から、起案文書が作成されていないということは信じられない、文書等の存在を失念しているか、あるいは恣意的に隠蔽していると考えられるとの主張がございました。審査会から、本来、起案文書を作成して決裁を受けるべきもの、しかし、口頭による上司の決裁を受けて教師力アップ講座を開催したことについては、審査会が判断することではなく、起案文書の不存在を理由として非公開決定をしたことはやむを得ないものと認められる、との判断がございました。8点目、㉗、指導主事あるいは校長が講師として一部研修会、講習会の類に出席していることが判別できる文書等がございます。実施機関が、把握していないため文書不存在で非公開と決定したところ、不服申立人から、教頭試験のための講習会が時間外に開催されていることは学校関係者の間では知られているところである、把握しておりませんとするのは上尾市教委の隠蔽主義を如実に表しているとの主張がございました。審査会から、職務上作成又は取得していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められないなどの判断がございました。争点に対する説明は以上でございますが、審査会から、実施機関の文書管理に関して、実施機関の原処分は妥当であるとはいえ市民への説明責任の観点からも文書作成及び文書管理について適正な運用に努められたい、などの付言をいただきました。このような判断及び付言を受けまして、教育委員会といたしましては本件申立てを棄却することとしたいので、ご審議をお願いいたします。説明は、以上でございます。

(池野和己 教育長) 議案第18号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

(細野宏道 教育長職務代理者) 審査会の方で、「他にその存在を認めるに足る事情も見当たらない」とか、「実施機関の説明に不自然な点は認められない」といった文言が多くありますが、それに対して、審査請求人の方が、「なぜそうなの、不自然な点が認められないことを証明してほしい」となった場合、教育委員会の決定に対して裁判をおこすことはあるのですか。

(荒井正美 教育総務課長) 納得されない場合はあり得ます。その記載が「教示」にございます。

(岡田栄一 委員) 「文書不存在」ということは、本当にその文書がないということによろしいですか。

(荒井正美 教育総務課長) 「ない」ということです。持っているデータを加工したり、組み合わせたりすれば、審査請求人が求めている文書を作成できる場合がありますが、それを作成する必要はありません。

(大塚崇行 委員) 平成28年12月2日に再決定し公開した学校日誌には、県費教職員の休憩時間がどの時間帯に与えられているかが判別できる内容の記載があったということによろしいですか。

(今泉達也 指導課長) 研究発表のありました11校中4校において記載がございました。しかし、7校におきましては、休憩時間が判別できる内容の記載はございませんでした。記載のなかった学校につ

きましては、学務課長から校長に対し、記載についての指示を改めてしたところでございます。なお、小学校の2校につきましては、休憩を別日に設定したり、勤務時間終了後に打合わせを設定したりしておりましたので、校長を呼び、厳しく指導したところでございます。

(甲原裕子 委員) 大石中学校研究発表会に訪問した指導課指導主事のうち、小学校勤務しか経験のない指導主事の人数、中学校の教員免許を所持していない指導主事の人数が判別できる文書は作成していないとのことですが、その他の方法、例えば履歴書などで数えれば何人か分かるということでしょうか。

(今泉達也 指導課長) そのとおりでございます。指導主事全員の経験校種や所持する教員免許証を取りまとめた文書は作成しておりませんが、今回、履歴書で確認したところ、大石中学校研究発表会に訪問した指導課指導主事のうち、小学校勤務しか経験のない指導主事の人数は4人、中学校の教員免許を所持していない指導主事の人数は0人ございました。

(細野宏道 教育長職務代理者) 審査会からの答申についてですが、議案17号についても同様ですが「付言」というものが記載されています。付言の中に「文書管理」や「請求文書の特定」についてありますが、教育委員会事務局としてはどのように捉えていますか。

(今泉達也 指導課長) 審査会からの付言については真摯に受け止め、今後は、市民への説明責任の観点からも、文書作成及び文書管理について適正な運用に努めてまいりたいと考えております。また、上尾市情報公開条例において、公開請求者が「行政文書を特定するために必要な事項」を記載した書面を提出しなければならないとありますが、実施機関といたしましても、行政文書の特定のために、公開請求者に対する情報提供に努めてまいりたいと考えております。

(池野和己 教育長) 他にありませんでしょうか。

~委員全員から「なし」の声~

(池野和己 教育長) 無いようですので、これより採決いたします。「議案第18号 行政文書公開等決定処分に係る不服申立て事案の決定について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続いて、議案第22号の審議を行います。「議案第22号 教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動について」につきましては、関係職員のみのお席によって、議案の審議を行いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

(荒井正美 教育総務課長) 両部部長・次長、教育総務課事務局職員の出席をお願いいたします。

(池野和己 教育長) それでは、議案の審議を行います。「議案第22号 教育委員会事務局及び教育機

関の職員の人事異動について」説明をお願いいたします。

(保坂了 教育総務部長) 該当者がおりますので退席させていただきます。

～該当者退席～

○議案第22号 教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動について

(保坂了 教育総務部長)「議案第22号 教育委員会事務局及び教育機関の職員に係る人事異動について」説明申し上げます。議案については、主幹職以上の職員に係る平成29年度当初人事異動案について、お諮りするものです。副主幹職以下の職員の異動については、報告として提出しております。今回、平成29年度当初人事異動の全体の規模ですが、退職採用全て含めまして、総勢92人です。内訳ですが、退職が13人、他部局への出向が12人、新規採用が13人、再任用の新規が6人、再任用の更新が10人、他部局からの転入が11人、教育委員会内の異動が27人、総勢92人という状況です。議案は、退職、出向、新規採用、他部局からの転入、教育委員会内の異動となっており、管理職の異動について議案として提出しております。説明は以上です。

(池野和己 教育長) 議案第22号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) 無いようですので、これより採決いたします。「議案第22号 教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

-----【以上、非公開の会議】-----

日程第9 閉会の宣告

(池野和己 教育長) それでは、以上で、予定されていた日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、上尾市教育委員会3月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

平成 年 月 日 署名委員